

注意事項

現在パブリックコメント中の新しい高齢運転者標識の様式の案です。

様式の色については、道路交通法施行規則別記様式5の2の2備考のとおりですが、モニターやプリンタ等によって異なる色が表示される可能性があります。

様式の寸法の数字等がはっきりと確認できるように、寸法の部分だけを取り出したものも掲載しています。